

国民健康保険被保険者資格取得届（家族追加加入用）

※必ず申請書の項目はすべてご記入ください。（記入方法は裏面参照）

組合員記号番号	— —	加入希望日 ※出生の場合は出生日	令和 年 月 日	
家族	新しく加入する方の氏名	性別	組合員との続柄	資格取得事由
	フリガナ	男・女		<input type="checkbox"/> 国保離脱（市町村・国保組合）
	昭和・平成・令和 年 月 日生			<input type="checkbox"/> 社会保険離脱・ <input type="checkbox"/> 出生
	個人番号(マイナンバー)			
	フリガナ	男・女		<input type="checkbox"/> 国保離脱（市町村・国保組合）
昭和・平成・令和 年 月 日生	<input type="checkbox"/> 社会保険離脱・ <input type="checkbox"/> 出生			
個人番号(マイナンバー)				
フリガナ	男・女		<input type="checkbox"/> 国保離脱（市町村・国保組合）	
昭和・平成・令和 年 月 日生			<input type="checkbox"/> 社会保険離脱・ <input type="checkbox"/> 出生	
個人番号(マイナンバー)				
フリガナ	男・女		<input type="checkbox"/> 国保離脱（市町村・国保組合）	
昭和・平成・令和 年 月 日生			<input type="checkbox"/> 社会保険離脱・ <input type="checkbox"/> 出生	
個人番号(マイナンバー)				
組合員	家族を加入させる組合員の氏名（医師又は従業員）	届出 代行者 (担当者)	事業所名称：	
	フリガナ		担当者氏名：	
	Ⓜ	連絡先： — —		
【必要書類】 ① 世帯全員の住民票 ② 前保険の資格喪失証明書 または 被保険者証のコピー ③ 「健康保険適用除外承認申請書」 ※厚生年金に該当される方のみ提出 【注意事項】 ・70歳以上の方が加入する場合は、別途書類が必要となります。（裏面参照） ・同一世帯の方全員で加入してください。（社会保険に加入している家族は除きます。）				

上記のとおり、必要書類を添えて届けます。

愛知県医師国民健康保険組合理事長 様

令和 年 月 日

正組合員（医師）

記号番号【 — — 】

個人番号
(マイナンバー) []

自宅住所

氏 名 []

組合 記入 欄	受付印	取得日	
		備考	

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用する。

※各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。

◇ 加入希望日から原則 14 日以内にご提出ください。

◇ 申請内容に不備があった場合は、書類を返送させていただきますのでご了承ください。

《 記 入 方 法 》

組合員記号番号	組合員の被保険者証(※)に記載されている「記号番号」を記入 ※第二正組合員の場合は第二正組合員証
加入希望日	当組合への加入希望日を記入 ※ 出生の場合は誕生日をご記入ください。
個人番号(マイナンバー)	通知カード又は個人番号カード等に記載の個人番号(12桁)を記入
組合員との続柄	組合員から見た続柄 (例) 夫・妻・子 等
資格取得事由	該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入 ・国保離脱…市町村もしくは国保組合いずれかに○を記入 ・社会保険とは…全国健康保険協会(協会けんぽ)・船員保険・健康保険組合 共済組合
届出代行者 (担当者)	組合員以外の方(家族・事務担当者・代行機関等)が申請を行う場合に記入

《 必要書類について 》

世帯全員の住民票	・3ヶ月以内に発行されたもの ・コピー不可 ・続柄の省略がないもの
前保険の資格喪失証明書 または被保険者証のコピー	いずれも手元にない場合は添付無しでも可。 ※資格取得届の“資格取得事由”は必ず正確にご記入ください。
健康保険適用除外承認申請書	厚生年金に該当される方のみ提出が必要になります。 なお、適用除外申請は“適用を受ける日”から <u>14日以内</u> に届出を行わなくてはなりません。
70歳以上の方が加入する場合	高齢受給者証の交付対象者となり、所得によって給付割合が異なりますので、「課税証明書」もしくは「市町村民税納税通知書」をご提出ください。

《 資格取得（家族追加加入）の注意点 》

<提出前にご確認ください>

- 家族加入資格は、組合員と同一世帯に属している(住民票が同じ)家族に限ります。
 - ※修学の為、一時的に住所が別となっている場合は、「第116条該当届」にて申請を行うことにより、家族として加入することができます。
 - ※所得による加入制限はありません。

- 当組合は自家診療の給付の制限をしています。
 - (組規約第12条抜粋)
 - 被保険者が自己の開設または、勤務する保険医療機関あるいは被保険者の資格に関連する保険医療機関で受ける診療については、診療の給付は行わない。

- 同一世帯で市町村国保と医師国保の混在はできません。(国民健康保険法第19条第1項)
 - 法律により、世帯単位の加入が義務付けられていますので、同一世帯で家族の方が市町村国保に加入している場合は、全員で当組合に加入していただくか、全員で市町村国保に加入するかのどちらかになります。(社会保険、他の国保組合に加入している方を除く)
 - また、厚生年金に加入される方は、市町村国保に残れませんので、全員で当組合に加入していただくか、ご本人のみ社会保険(協会けんぽ)へご加入いただくこととなります。

<適用除外承認申請書について>

当組合加入後の年金の種類が厚生年金である方は「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の届出が必要となります。

ただし、申請は「適用を受ける日から14日以内」に名古屋広域事務センターもしくは管轄の年金事務所へ届出を行うことになっており、14日以内に届出が出来なかった場合には適用除外申請を年金事務所が受理しない可能性がございます。その場合は社会保険へ強制加入となり、当組合へはご加入いただけません。

なお、当組合におきましても、事業所の方からの申請が遅延されている事例に関しましては、適用除外申請をお受けできない場合がございますのでご留意いただきますようお願いいたします。

愛知県医師国民健康保険組合

〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目14番28号 愛知県医師会館5階

TEL: 052-263-1688 FAX: 052-263-1748

業務日及び時間: 月曜日～金曜日(9:00～12:00、13:00～17:00)

土日祝日・夏季休暇・年末年始は休業いたします。

※電話でのお問い合わせの際、本組合被保険者の方は必ず被保険者証記号番号を確認の上、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。